

大門公園における利活用に関する サウンディング型市場調査

現地説明会資料

2020年12月

岸和田市建設部水とみどり課

調査の目的

【調査の背景、現状の課題】

- ・未着手となっている「大門公園」における具体的な整備手法
- ・都市公園法の改正による公募設置管理制度（Park-PFI）の運用開始
- ・防災と賑わい、交流拠点の創出

【調査の目的】

- ・公園を活用した事業提案やアイデア
- ・公園におけるニーズやポテンシャルの評価
- ・地域の魅力向上につながる公園の利活用

【調査の対象】

- ・業種や業態についての制限なし
（実施要領に基づくサウンディング参加条件を参照）



3

調査の進め方

【調査スケジュール】

実施要領の公表	令和2年11月16日
現地見学会・説明会の開催	令和2年12月15日・17日
質疑の受付（希望者のみ）	令和2年12月23日まで
質疑の回答（市HPにて公開します）	令和3年1月8日
サウンディング参加申込期限	令和3年1月29日まで
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和3年2月5日ごろ
サウンディングの実施期間	令和3年2月15日～19日まで
実施結果概要の公表（市HPにて公開します）	令和3年3月5日ごろ

4

質疑について

【質疑について】

- ・ 本日の質疑を含め、令和2年12月23日（水）午後5時までに
様式2「サウンディング調査に関する質問について」をご提出ください。

送付先メールアドレス mizutomidori@city.kishiwada.osaka.jp
(岸和田市建設部水とみどり課 整備担当まで)

【質疑への回答】

- ・ 質疑への回答は、令和3年1月8日（金）に岸和田市ホームページにて公表する予定です。
- ・ 公表時は、質問者名を匿名とします。また、一部内容を要約する場合があります。

5

サウンディング（個別ヒアリング）について

【参加申込みについて】

- ・ サウンディングへの参加申込みは、令和3年1月29日（金）午後5時まで
に様式3「サウンディング参加エントリーシート」をご提出ください。

送付先メールアドレス mizutomidori@city.kishiwada.osaka.jp
(岸和田市建設部水とみどり課 整備担当まで)

【個別ヒアリングについて】

- ・ 個別ヒアリングは、1時間程度を予定しています。
- ・ ご説明いただく際には、プロジェクターのご使用は可能ですが、PC等のご準備願います。
- ・ 資料等を提供いただく場合は、5部ご持参ください。なお、説明後回収することも可能です。

6

個別ヒアリングの内容

【個別ヒアリングでの調査項目について】

- ・公園整備に係る理想的な活用イメージや望ましいコンテンツ、利用形態について
- ・賑わいの核となる便益施設として導入の可能性が見込まれる用途、事業スキームについて
- ・運営事業者における業務内容、想定される事業費、事業期間について
- ・公園整備に係る事業参画の可能性、本市への要望、条件について
- ・その他、事業に関するアイデアや提案、他の都市公園における事業の可能性や今後の対話継続について

7

サウンディング結果の公表について

【サウンディング結果の公表について】

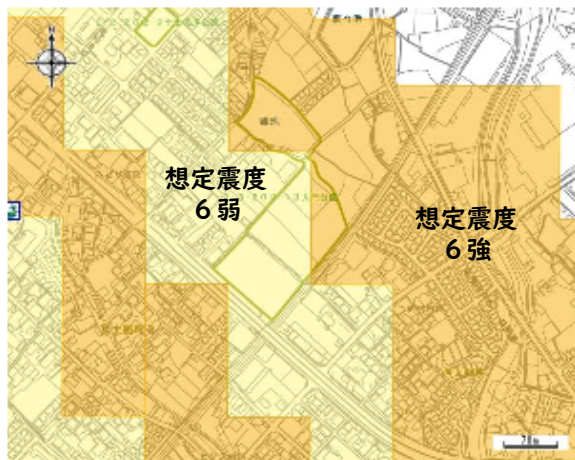
- ・サウンディングの実施結果は、令和3年3月5日（金）に岸和田市ホームページにて公表する予定です。
- ・公表時は、参加事業者名を匿名とします。また、公表する内容は事前に事業参加者に確認させていただきます。

留意事項について

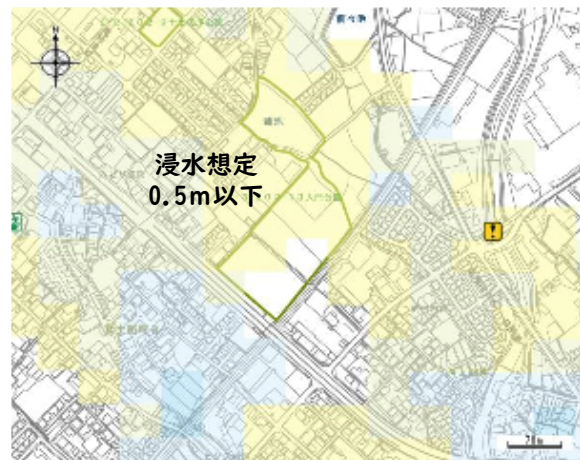
- ・サウンディングへの参加実績は、後日予定する事業者公募時における評価の対象とはなりません。
- ・サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・サウンディング終了後も、追加対話への協力をお願いします。

8

(参考) 災害ハザードマップより



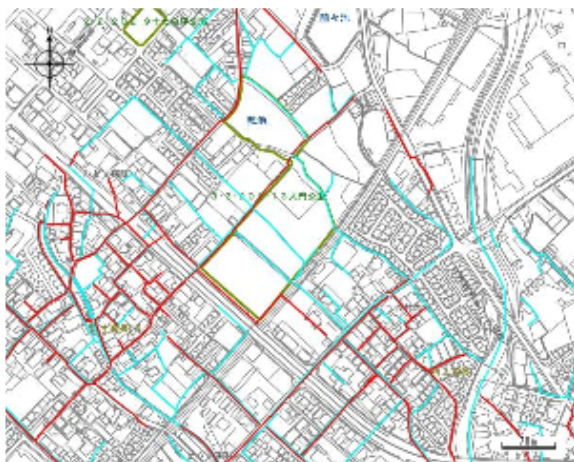
地震ハザードマップ



浸水ハザードマップ

9

(参考) その他



里道・水路敷参考図



文化財包蔵地位置図

10

(参考) 公募設置管理制度とは

＜制度を活用した公園整備イメージ＞



11

(参考) 公園施設とは

【都市公園法に規定される公園施設とは】

- ・都市公園の効用を全うするために設けられる公園施設は次のとおりです。
(都市公園法第2条)

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種別	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野餐桌 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等(※) (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水炊場 手洗場 その他これらに類するもの	門 さく 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
※「歴史的風致維持向上計画」に基づき、公園施設として整備する古墳、城跡等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものについて、都市公園施行令の改正(H20.11.4)により、交付対象施設に追加									交付対象施設

12